

令和4年度第4回岐阜県事業評価監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和4年10月12日（水）9：30～11：30

2. 場所：岐阜県水産会館 中会議室（オンライン併用開催）

| | | |
|---------|---------------------------------|------------|
| 3. 出席委員 | 岐阜大学 教授 工学部 | 篠田 成郎 委員長 |
| | 岐阜大学 教授 工学部附属インフラマネジメント技術研究センター | 沢田 和秀 副委員長 |
| | 岐阜工業高等専門学校 准教授 環境都市工学科 | 水野 剛規 |
| | 岐阜大学 教授 社会システム経営学環 | 三井 栄 |
| | 岐阜県弁護士会 弁護士 | 池田 紀子 |
| | 岐阜商工会議所 副会頭 | 井手口 哲朗 |
| | 岐阜県森林組合連合会 常務理事 | 神原 和義 |
| | 岐阜県商工会女性部連合会 副会長 | 末松 みどり |
| | 岐阜県農業協同組合中央会 専務理事 | 渡邊 健彦 |
| | 公募 無職 | 藤寄 眞起 |
| | 公募 会社員 | 堀 朱実 |

4. 議事要旨署名委員の指名

委員長が議事要旨署名委員に沢田副委員長、藤寄委員、堀委員を指名。

5. 議事

(1) 再評価実施箇所の説明及び審議について

- ①河川総合開発事業〔事業主体：岐阜県〕「一級河川 亀尾島川 内ヶ谷ダム」
- ②広域河川改修事業〔事業主体：岐阜県〕「一級河川 可児川」
- ③広域河川改修事業〔事業主体：岐阜県〕「一級河川 久々利川」
- ④総合流域防災事業〔事業主体：岐阜市〕「準用河川 西出川」
- ⑤街路事業〔事業主体：岐阜県〕「都市計画道路 新土岐津線」
- ⑥街路事業〔事業主体：岐阜県〕「都市計画道路 犬山東町線バイパス 1期工区」
- ⑦県営湛水防除事業〔事業主体：岐阜県〕「鵜森三郷」

(2) 事後評価実施箇所の説明及び審議について

- ⑧県営広域農道整備事業〔事業主体：岐阜県〕「西南濃」

(3) 令和4年度再評価審議箇所の変更（追加）について

6. 議事要旨

(1) 再評価実施箇所の説明及び審議について

①河川総合開発事業〔事業主体：岐阜県〕「一級河川 亀尾島川 内ヶ谷ダム」

説明者：河川課 岩井課長

【審 議】

| | |
|-------|--|
| 渡邊委員 | 週休二日制については既に義務化されているのではないのでしょうか。 |
| 説明者 | 労働基準法では、業種によって適用時期に猶予期間が設けられているのもあり、建設業は令和6年度から適用されます。 |
| 篠田委員長 | 左岸の斜面変状対策はダムの有無に関わらず実施するのでしょうか。変状した斜面とダムとの位置関係について説明願いたい。 |
| 説明者 | 斜面変状箇所とダム本体は離れていますが、ダム本体下流の減勢工が斜面変状箇所の下部に位置し、影響を受けるため、対策を講じる必要があります。 |

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

②広域河川改修事業〔事業主体：岐阜県〕「一級河川 可児川」

説明者：河川課 岩井課長

【審 議】

| | |
|-------|---|
| 神原委員 | 平成22年の可児川の他、平成30年、令和2年にも豪雨が発生していますが、河川整備でどの程度考慮していますか。 |
| 説明者 | 既往の浸水被害の発生した降雨規模を踏まえて、河川毎に計画規模を定めて整備を推進しているところです。 |
| 渡邊委員 | 平成22年に浸水被害が発生した後、平成24年に計画規模を見直していますが、完成見込みが令和10年では遅くはないですか。人命が失われた災害だったのだから、少しでも早く、優先的に河川整備を進めることはできないのでしょうか。 |
| 説明者 | 豪雨被害があった箇所は可児川以外にもあり、限られた予算内で事業を実施し、少しでも早く整備が完了するように取り組んでいるところです。水害で人命が失われないようにするためには、ハード面だけでなくソフト面を含めた対策が必要です。可児川でもハード整備とソフト面の対策の両面から対応してきたところですが、少しでも早く河川整備が完了するように引き続き取り組んでいきます。 |
| 篠田委員長 | 平成22年の豪雨では、溢水した雨水の一部が市道のアンダーパス部に流れ込んだことにより乗用車に乗っていた方の人命が失われました。また、河川改修は浸水被害の発生した可児川だけではなく他河川でも整備を進める必要があります。これらを速やかに対応することは予算的に困難であり、ソフト面の対策も併せて実施されているということですね。 |

| | |
|------|---|
| 沢田委員 | コスト削減の取り組みについて、新設、既設ブロックが混ざって工法の差ができると、よからぬ乱流や吸出しが起こることが懸念されますが、その点はいかがでしょうか。 |
| 説明者 | ご指摘のとおり、水流の影響が懸念されますので、施工箇所毎に検討して構造を決定しています。 |

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

③広域河川改修事業〔事業主体：岐阜県〕「一級河川 久々利川」

説明者：河川課 岩井課長

【審 議】

| | |
|------|---|
| 水野委員 | 費用対効果分析資料で費用が前回の約3倍になっていますが何故でしょうか。 |
| 説明者 | 事業期間の取り方を変更しているためです。前回評価では河川整備計画策定後を事業期間の対象としていましたが、今回評価では事業着手後以降を対象としています。 |
| 堀委員長 | 久々利川は可児川の支流であり、両河川は近くに位置していますが、計画規模が違うのは何故ですか。また、事業中に想定規模以上の豪雨が発生した場合はどうなるのでしょうか。 |
| 説明者 | 既往の浸水被害や河川周辺の利用状況などに応じて河川毎に計画規模を決定しているため、両河川では計画規模が異なります。 新たな豪雨被害があれば、計画規模を見直すことがあります。 |

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

④総合流域防災事業〔事業主体：岐阜市〕「準用河川 西出川」

説明者：岐阜市基盤整備部河川課 宮本課長

【審 議】

| | |
|-------|---|
| 水野委員 | 事業進捗率は約8割ですが、完成までに今後なお11年必要とのことですが、もっと早期に完成できないのでしょうか。 |
| 説明者 | 残区間は住宅地であるため用地買収が容易ではなく、また、他の補助事業と連携して整備が必要であることから時間を要します。近年、浸水被害は発生しておらず、これまでに実施した事業効果も発現しているところと考えていますが、完成に向け残区間の事業を実施していきます。 |
| 篠田委員長 | 旧河道は2面張り、それとも3面張りでしたか。改修後の護岸背面に水が浸み込み易い状況になっていると、護岸の安全性を損なう懸念がありますが、その点はいかがでしょうか。 |
| 説明者 | 場所により2面張り、3面張りの両方があります。いずれにしる護岸ブロックの施工に際しては、背後地の地下水位の調査を実施して、水抜パイプを設置す |

る等により対処しています。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

⑤街路事業〔事業主体：岐阜県〕「都市計画道路 新土岐津線」

説明者：都市整備課 巢之内課長

【審 議】

| | |
|--------|---|
| 沢田副委員長 | 事業目的で交通事故対策に資するとの説明でしたが、費用対効果分析の資料で交通事故減少便益が「0%」と記されています。この整合についてどう考えたらいいのでしょうか。 |
| 説明者 | 交通事故減少便益は計算すると0.2億円です。効果額全体に対しては1%未満と小さく便宜上0%と記しましたが、効果としてはあるということでございます。 |
| 沢田副委員長 | わかりましたが、公開される資料の表記としてはいかがなものでしょうか。注釈等が必要ではないでしょうか。 |
| 説明者 | 誤解を招かないよう、資料公開時には表示を工夫致します。 |
| 水野委員 | 前回の値となりますが、交通事故減少便益がマイナスとなっているのはどういふことでしょうか。 |
| 説明者 | 事業実施により既設の4車線道路から当該2車線道路へ転換すると見込まれる交通量が一部あり、車線数が減少すると効果がマイナスに算出されます。その影響で、前回はトータルでマイナスの数値となっていました。今回の分析では、交通事故減少便益はトータルでプラスの数値となっております。 |

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

⑥街路事業〔事業主体：岐阜県〕「都市計画道路 犬山東町線バイパス 1期工区」

説明者：都市整備課 巢之内課長

【審 議】

| | |
|-------|--|
| 篠田委員長 | 交通事故減少便益について、「0%」となっているのは、先ほどの路線と違い便益の計算結果がゼロということですね。また、工区を切り出して470mで計算するとゼロとなるが、参考として記しているように、全体計画の1120mで計算すれば、交通事故減少便益が見込まれる、という理解でよろしいでしょうか。 |
| 説明者 | そのとおりです。 |

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

⑦県営湛水防除事業〔事業主体：岐阜県〕「鵜森三郷」

説明者：農地整備課 加藤農地防災対策室長

【審 議】

| | |
|-------|---|
| 篠田委員長 | 排水機場整備の事業効果として、水田、農地での湛水時間が短くなることを説明されていますが、事業効果として農業関係は全体の約10%、それ以外の一般関係の資産が約90%となっている。わずか10%の方の事業効果を主張する根拠はなんですか。 |
| 説明者 | 事業採択条件では、農業関係の効果が50%以上あることが求められますが、受益面積（湛水面積）に占める農地の割合が50%以上の場合も採択基準に合致します。湛水防除事業は水田の湛水時間を許容範囲の24時間以内にすることを目的に実施されます。 |
| 篠田委員長 | 分かりました。そうであれば、事業の効果を享受する面積を記し、農地が50%以上あることを示せば、農業関係の皆様も農業関係以外の皆様にも、より事業効果が認識され易くなるのではないのでしょうか。 |
| 説明者 | 資料公開時には表示致します。 |

【審議結果】 事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

(2) 事後評価実施箇所の説明及び審議について

⑧ 県営広域農道整備事業 [事業主体：岐阜県] 「西南濃」

説明者：農地整備課 岩本技術指導監

【審 議】

| | |
|------|---|
| 水野委員 | 事業効果の説明資料で「地域農業の発展」とありますが、そのスライドの中のグラフでは農畜産物生産量は平成20年以降伸びていないようですね。 |
| 説明者 | 平成12年以降、広域農道の完了した地域で農地の大区画化や暗渠排水の整備により農地の汎用化が進み、水稻の他、小麦、大豆の生産量は増加しました。さらに民間企業の進出などがあり収益の高い野菜等への転換が進み、例えば加工用キャベツでは、平成20年に0トンだったのが令和2年には1400トンの生産量となっています。その影響で令和2年の米、麦、大豆生産量が若干減少した状況となっています。トマトについては、平成20年から担い手の減少に伴い、グラフには出ていませんが、平成27年に4800トンに下がりました。担い手対策等も行い、令和2年に5037トンと右肩上がりに回復してきているところです。 |
| 堀委員 | 農業者の意見としてマイナスの声もありますが、改善措置の必要性を必要なしと判断した訳を教えてください。 |
| 説明者 | 改善措置については、例えば線形や構造について、施設管理者である市町から改善等の必要性について意見を頂いていません。先ほどの利用者、地域住民か |

| | |
|-------|--|
| | らの意見につきましては、今後新規に事業を実施する中で、例えば管理をしっかりしなくてはならないということについて、誰がどのように管理していくかということ組織立てておくなどの助言をしていきたいと思っています。 |
| 神原委員 | 先ほど農畜産物生産量の説明がありましたが、全体の生産額がわかれば教えて頂きたい。農業者の収益に事業の効果が反映されているのかどうか、その辺りが知りたい。 |
| 説明者 | 農業産出額は今期全体で76億2千万円となっています。農業者の収益については、1人当たりの作付面積は1haから2.4haに増えており、それに伴い1人当たりの収益は増加しております。 |
| 篠田委員長 | 農業生産量ということで、穀物やトマトの生産量の推移がありますが、この図だけでは事業の効果は感じられません。いろいろ説明を加えなければ効果が伝わらないものではなく、先ほども神原委員からもご指摘がありましたが、総生産額や農家1軒当たりの収益がどれだけ増えたかというような、もっと的確に効果が伝わるものをお見せいただいたほうが良いと思います。 |

【審議結果】 事業主体の対応方針（案）を了承する。

(3) 令和4年度再評価審議箇所の変更（追加）について

以下の箇所を令和4年度再評価実施箇所に追加し、審議する。

- ・街路事業 [事業主体：岐阜県]「都市計画道路 大野揖斐川線 相羽工区」

(以上)